

(案1)

平成27年 月 日

犬山市教育委員会 様

犬山市立小中学校通学区域審議会
会長 大池 健 弘

城東中学校と東部中学校の学校規模及び通学区域の適正化について（答申）

平成27年5月29日に諮問のありましたことについて、下記のとおり答申します。

記

通学区域の見直しについて

1. 現在、城東中学校区である下記の地区について、東部中学校区に校区を変更する。
前原上東、前原中、前原下、前原上西、前原向屋敷、前原新田
前原台1、前原台2、前原台3、前原台4、前原台5、前原台6
2. 実施年度は平成28年度とする。
3. 実施年度より3年間は、城東中学校を選択できる。
その場合は城東中学校への指定校変更で対応する。
4. 兄姉が城東中学校に通学している場合は、弟妹が城東中学校に通学の希望があれば、城東中学校を選択できる。

なお、本答申については、以下のとおり付帯意見を付します。

安全対策について

通学路に対する整備要望を関係機関に積極的に行い、生徒の安全確保に努めること。